



# しまねイクボスネットワーク

## 加入企業募集中



### イクボスとは

部下の仕事と育児や介護など私生活との両立を考え、そのキャリアと人生を応援しながら、期待される効果をあげ、自らも人生を楽しむことができる上司（経営者・管理職）

### イクボスチェック

あなたはイクボス？何項目チェックできるかやってみよう！

チェック！



代表者自らも「イクボス宣言」を行い、「イクボス」の取組を県内全体に広めるという趣旨に賛同する企業で構成する「しまねイクボスネットワーク」に加入いただける企業を募集しています。

ネットワーク加入企業の取組について、県のホームページや広報誌、セミナー等で紹介します。

- 部下と、プライベートな雑談をよくする。
- 決断から逃げず、迅速な意思決定をしている。
- 部下の「大切な私生活や生き甲斐」を、知っている。
- 率先して、会議・書類・メールの削減に取り組んでいる。
- 部下の「やりたい仕事や将来の希望」を、把握している。
- 自分の上司に対し、反対すべきことは反対している。
- 休んだ部下を他の部下がカバーできる組織になっている。
- 自分自身も、家庭・趣味・社会貢献などを楽しんでいる。
- 部下への指示が明確で、部下に仕事を任せている。
- 自分の責務遂行や組織の成果に、強くこだわっている。

## しまね働く女性きらめき大賞

職場で個性や能力を発揮し、いきいきと活躍しながら、子育てや介護、地域活動、趣味など、仕事以外の生活も充実させている女性を知事が表彰しています。



受賞者記念写真



遠藤 史子様  
(セコム山陰株式会社)



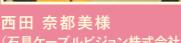
大濱 陽子様  
(島根県中小企業家同友会)



片寄 鈴子様  
(社会福祉法人愛耕福祉会)



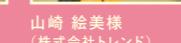
高橋 知子様  
(高橋建設株式会社)



西田 奈都美様  
(石見ケーブルビジョン株式会社)



三好 恵美様  
(株式会社共立エンジニア)



山崎 絵美様  
(株式会社トレンド)



働く女性を対象としたセミナーを開催しています。

## しまね働く女性きらめき応援塾 2021

### ① ステップアップ編

対象者  
若手・中堅女性社員  
(概ね20代～40代)  
6月下旬～7月

マインドセット（経験や環境、固定観念、思い込み等からくる思考のクセ）変革、意欲向上ワークショップ

### ② スキルアップ編（3回連続）

対象者  
勤務年数概ね3年以上の若手・中堅女性社員（概ね20代～40代）  
8月～9月  
チームビルディングの体感を通して複合スキルの向上（チーム活動、成果報告会）

### ③ レベルアップ編

対象者  
女性リーダー、女性管理職  
※候補者含む  
11～12月頃  
次世代リーダーとしての意欲向上とマネジメントスキルを鍛えるワークショップ

### ④ 大交流会

対象者  
①～③の受講者、女性活躍推進に関心のある方どなたでも  
1月下旬～2月頃  
基調講演、来場者参加型パネルディスカッション、各セミナーの成果報告など

R3.3月時点予定

※詳細の情報については、島根県および(公財)しまね女性センターHPで随時公開します。

※集合形式での開催を予定していますが、新型コロナウィルス感染症の流行状況等によりオンライン形式に変更する可能性があります。

誰もが働きやすく  
女性がいきいきと  
活躍する職場づくりを  
サポートします

島根県企画局女性活躍推進課  
2021  
令和3年度



女性活躍・子育てや  
介護と仕事の両立に  
取り組みたい

女性活躍・仕事と生活の両立に  
取り組む企業の登録制度があります

登録するには



詳しくは  
[QRコード](#)

一般事業主  
行動計画  
(女性活躍推進法)  
の策定・届出

一般事業主  
行動計画  
(次世代法)  
の策定・届出

女性活躍推進法と次世代法の一体型でも可

一般事業主行動計画の  
策定?どんな手続きをして  
いいか分からぬ場合

島根県商工会議所連合会・  
各商工会議所  
TEL(0852)32-0507

島根県商工会連合会・  
各商工会  
TEL(0852)21-0651

島根県中小企業団体中央会  
TEL(0852)21-4809

島根県女性活躍推進課へ登録申請

登録するとこのような  
優遇措置があります

01 補助金制度(県内中小企業・団体等のみ)が  
あります(両方の登録が要件)。

02 県の建設工事入札参加資格審査での  
加点があります。

03 県の物品調達等において指名競争入札や  
随意契約の際の指名先、見積先に優先して  
含められます。

04 県のまち・ひと・しごと創生資金において  
低利の融資が受けられます。

05 表彰制度があります(しまね女性の活躍応援企業表彰、  
プレミアムこっころカンパニー表彰)。

※女活法や次世代法に基づく行動計画がいずれも未策定の場合のみ、アドバイザー  
派遣制度があります(こっころカンパニー登録に必要な、就業規則の作成は含みません)

女性活躍や誰でも  
働きやすい職場にしたい

「しまね女性の活躍応援企業」と  
「こっころカンパニー」両方へ  
登録している企業等が利用できる  
補助制度があります

女性活躍のための働きやすい  
環境整備支援事業費補助金

誰もが働きやすく、  
女性が活躍する職場環境づくりに  
向けた取組を応援します

詳しくは  
[QRコード](#)



補助対象事業費

30(税抜き)万円~200(税抜き)万円

対象

「しまね女性の活躍応援企業」かつ  
「しまね子育て応援企業(こっころカンパニー)」で  
従業員300人以下の県内企業等

補助対象事業の例

ハード

女性用休憩室の整備費、  
テレワークや勤務シフト作成支援システムの導入費用、  
キッズスペース整備など

ソフト

女性のスキルアップや男性の育児休業取得促進のための  
セミナー開催費用、  
キャリアコンサルティング費用など

出産後も継続して  
働いてもらいたい

詳しくは  
[QRコード](#)



出産後職場復帰奨励金

出産後の復職に取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

対象事業所／常勤労働者数50人未満の島根県内の事業所

〈令和2年4月1日以降に産前休業の取得を開始した場合〉

支給要件	事業者への支給額	申請期間
●育児休業を3か月以上取得し、職場復帰した労働者を3か月以上雇用していること	①労働者数30人未満の事業所 (新規支給事業所の1人目のみ)20万円/人 (上記以外) 10万円/人	労働者が職場復帰してから3か月経過した日の翌日から6か月以内
●労働者の育児休業取得について就業規則等に明文化されていること	②労働者数30~50人未満の事業所 10万円/人	
●労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに対する支援に今後も取り組む事業主であること		

〈令和2年3月31日までに産前休業の取得を開始した場合〉

支給要件	事業者への支給額	申請期間
●産前産後休業又は育児休業を取得し、職場復帰した労働者を3か月以上雇用していること	出産後職場復帰した労働者の休業期間が ①育児休業1か月以上 40万円/人 ②育児休業3か月以上17か月未満 20万円/人 ③育児休業3か月未満または産前産後休業のみ 10万円/人	労働者が職場復帰してから3か月経過した日の翌日から1年以内
●労働者の育児休業取得について就業規則等に明文化されていること		
●労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに対する支援に今後も取り組む事業主であること		

子育てしやすい  
職場環境づくりに取り組みたい

詳しくは  
[QRコード](#)



子育てしやすい職場づくり奨励金

子育てしやすい柔軟な働き方ができる職場環境づくりに取り組む  
中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

対象事業所／常勤労働者数50人未満の島根県内の事業所

支給要件	事業者への支給額	申請期間
次のいずれかの制度を令和2年4月1日以降に導入し、子育てをしている労働者の一定の利用実績があること ア 時間単位の年次有給休暇制度 イ 育児短時間勤務制度(3歳未満を除く)	10万円/1制度導入 上限額:20万円 ※1業所につき支給要件のア、イそれぞれ1回限り ※令和2年度中に制度を導入し令和4年3月31日までの申請の場合は20万円/1制度となります。	支給要件を満たした日の翌日から6か月以内

【代替制度:フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ】